

議案第24号

令和4年度さぬき市一般会計補正予算（第9号）について

令和4年度さぬき市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和4年度さぬき市一般会計補正予算 (第 9 号)

第1表	歳入歳出予算補正
第2表	繰越明許費
第3表	債務負担行為補正
第4表	地方債補正

香川県さぬき市

令和4年度さぬき市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度さぬき市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ592,900千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,661,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 市 税		4,973,868	205,100	5,178,968
	5. 市 民 税	2,074,234	200,000	2,274,234
	15. 軽 自 動 車 税	196,775	5,100	201,875
18. 地 方 消 費 税 交 付 金		1,000,000	100,000	1,100,000
	5. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,000,000	100,000	1,100,000
33. 地 方 特 例 交 付 金		20,000	20,751	40,751
	5. 地 方 特 例 交 付 金	20,000	14,557	34,557
	25. 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	-	6,194	6,194
35. 地 方 交 付 税		8,300,000	825,821	9,125,821
	5. 地 方 交 付 税	8,300,000	825,821	9,125,821
45. 分 担 金 及 び 負 担 金		301,203	△14,191	287,012
	10. 負 担 金	301,202	△14,191	287,011
50. 使 用 料 及 び 手 数 料		362,550	200	362,750
	5. 使 用 料	205,948	200	206,148
55. 国 庫 支 出 金		3,189,884	644,798	3,834,682
	5. 国 庫 負 担 金	2,135,560	△62,132	2,073,428
	10. 国 庫 補 助 金	1,042,063	706,930	1,748,993
60. 県 支 出 金		1,617,932	△114,375	1,503,557
	5. 県 負 担 金	947,671	△19,900	927,771
	10. 県 補 助 金	517,937	△84,189	433,748
	15. 県 委 託 金	152,324	△10,286	142,038
65. 財 産 収 入		68,018	2,634	70,652
	5. 財 産 運 用 収 入	64,398	2,634	67,032
70. 寄 附 金		450,000	110,000	560,000
	5. 寄 附 金	450,000	110,000	560,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
75. 繰入金		4,649,478	△1,932,265	2,717,213
	5. 特別会計繰入金	13,731	47	13,778
	10. 基金繰入金	4,635,747	△1,932,312	2,703,435
80. 繰越金		862,102	144,799	1,006,901
	5. 繰越金	862,102	144,799	1,006,901
85. 諸収入		803,163	△9,772	793,391
	25. 雑収入	307,502	△9,772	297,730
90. 市債		2,208,600	△576,400	1,632,200
	5. 市債	2,208,600	△576,400	1,632,200
歳入	合計	29,254,600	△592,900	28,661,700

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 議 会 費		226,032	△3,825	222,207
	5. 議 会 費	226,032	△3,825	222,207
10. 総 務 費		3,274,377	△174,605	3,099,772
	5. 総 務 管 理 費	2,709,764	△124,794	2,584,970
	10. 徴 税 費	295,555	△7,610	287,945
	15. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	163,787	△13,100	150,687
	20. 選 挙 費	81,374	△29,101	52,273
15. 民 生 費		8,421,894	△300,307	8,121,587
	5. 社 会 福 祉 費	4,566,029	△137,772	4,428,257
	10. 児 童 福 祉 費	3,392,345	△176,265	3,216,080
	15. 生 活 保 護 費	463,520	13,730	477,250
20. 衛 生 費		2,768,149	△69,000	2,699,149
	5. 保 健 衛 生 費	1,480,595	△66,720	1,413,875
	10. 清 掃 費	688,038	△2,280	685,758
30. 農 林 水 産 業 費		684,603	△63,918	620,685
	5. 農 業 費	589,653	△60,468	529,185
	10. 林 業 費	70,898	△3,450	67,448
35. 商 工 費		1,138,042	△176,499	961,543
	5. 商 工 費	1,138,042	△176,499	961,543
40. 土 木 費		2,698,152	△84,111	2,614,041
	5. 土 木 管 理 費	197,715	△13,860	183,855
	10. 道 路 橋 梁 費	629,547	△43,277	586,270
	15. 河 川 費	137,951	7,500	145,451
	25. 都 市 計 画 費	1,618,671	△22,700	1,595,971
	30. 住 宅 費	106,705	△11,774	94,931
45. 消 防 費		1,127,615	△12,307	1,115,308

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	5. 消 防 費	1,127,615	△12,307	1,115,308
50. 教 育 費		3,764,495	△80,815	3,683,680
	5. 教 育 総 務 費	582,350	△20,968	561,382
	10. 小 学 校 費	1,007,182	△11,929	995,253
	15. 中 学 校 費	127,233	△6,265	120,968
	20. 幼 稚 園 費	341,628	△22,300	319,328
	30. 社 会 教 育 費	1,142,447	△6,092	1,136,355
	35. 保 健 体 育 費	563,655	△13,261	550,394
60. 公 債 費		3,664,325	△40,254	3,624,071
	5. 公 債 費	3,664,325	△40,254	3,624,071
65. 諸 支 出 金		1,420,425	412,741	1,833,166
	5. 基 金 費	1,016,425	412,741	1,429,166
歳 出	合 計	29,254,600	△592,900	28,661,700

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	5 総務管理費	移住体験ハウス整備事業	13,450
		洪水ハザードマップ作成事業	7,942
15 民生費	10 児童福祉費	子育て応援特別給付金支給事業	1,522
30 農林水産業費	5 農業費	ワイン加工施設管理事業	13,500
		津田川頭首工修繕事業	21,528
		県営農村地域防災減災事業負担金	23,881
		県営経営体育成基盤整備事業負担金	1,953
		土地改良区事業補助金	19,291
	10 林業費	林道矢筈太郎兵衛線改良事業	22,900
35 商工費	5 商工費	県立琴林公園施設改修事業負担金	1,350
		地域活性化複合施設管理事業	3,833
40 土木費	5 土木管理費	県施行道路事業負担金	26,400
		県施行河川事業負担金	5,804
		県施行港湾事業負担金	9,541

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
40 土木費	10 道路橋梁費	道路橋梁新設改良事業	67,832
	15 河川費	長行川河川改修事業	2,146
		新開ポンプ場改良事業	81,325
	25 都市計画費	津田の松原サービスエリア周辺整備事業	40,000
45 消防費	5 消防費	消防自動車購入事業	30,384
50 教育費	10 小学校費	長尾小学校校舎改築事業	566,424
	30 社会教育費	公民館整備事業	215,064
		旧恵利家住宅保存修理工事	19,997
	35 保健体育費	学校給食共同調理場施設整備事業	5,500
合 計			1,201,567

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
統一地方選挙事業	令和4年度から 令和5年度まで	14,399千円

第 4 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共施設整備事業	7,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	9,300	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
火葬場施設整備事業	19,200				18,200			
農業施設整備事業	119,200				106,400			
林業施設整備事業	7,100				6,000			
道路橋梁整備事業	405,000				382,500			
河川整備事業	93,800				101,300			
住宅整備事業	42,400				36,000			
港湾整備事業	8,700				5,100			
都市計画施設整備事業	21,800				29,600			
海岸整備事業	6,800				8,500			
消防施設整備事業	248,700				244,300			
教育施設整備事業	32,100				25,300			
小学校整備事業	523,400				245,500			
文化財施設整備事業	8,900				6,500			
過疎地域持続的発展特別事業	35,000				48,500			
臨時財政対策債	470,000				200,000			
合 計	2,208,600			1,632,200				

議案第25号

令和4年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
について

令和4年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和4年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和4年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度さぬき市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ229,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,891,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 国民健康保険税		805,784	5,991	811,775
	5. 国民健康保険税	805,784	5,991	811,775
17. 県支出金		4,373,224	238,119	4,611,343
	10. 県補助金	4,373,223	238,119	4,611,342
35. 財産収入		1,032	83	1,115
	5. 財産運用収入	1,032	83	1,115
40. 繰入金		447,317	△69,126	378,191
	5. 繰入金	369,317	8,874	378,191
	10. 基金繰入金	78,000	△78,000	0
45. 繰越金		21,600	54,233	75,833
	5. 繰越金	21,600	54,233	75,833
歳入	合計	5,661,700	229,300	5,891,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		42,525	△1,375	41,150
	5. 総務管理費	30,666	△1,500	29,166
	10. 徴税費	11,712	125	11,837
10. 保険給付費		4,276,129	235,400	4,511,529
	5. 療養諸費	3,649,027	241,400	3,890,427
	20. 出産育児諸費	12,607	△6,000	6,607
25. 保健事業費		73,166	△5,041	68,125
	10. 特定健康診査等事業費	58,206	△5,041	53,165
35. 諸支出金		16,109	316	16,425
	5. 償還金及び還付金	5,373	233	5,606
	10. 積立金	1,032	83	1,115
歳出	合計	5,661,700	229,300	5,891,000

議案第26号

令和4年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

令和4年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和4年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和4年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度さぬき市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ197,085千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,200,048千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 保 険 料		1,303,630	△2,790	1,300,840
	5. 介 護 保 険 料	1,303,630	△2,790	1,300,840
10. 使 用 料 及 び 手 数 料		3,228	△848	2,380
	5. 手 数 料	3,228	△848	2,380
15. 国 庫 支 出 金		1,522,119	△82,294	1,439,825
	5. 国 庫 負 担 金	1,094,300	△58,300	1,036,000
	10. 国 庫 補 助 金	427,819	△23,994	403,825
20. 支 払 基 金 交 付 金		1,677,957	△87,114	1,590,843
	5. 支 払 基 金 交 付 金	1,677,957	△87,114	1,590,843
25. 県 支 出 金		884,608	△42,938	841,670
	5. 県 負 担 金	855,700	△39,200	816,500
	10. 県 補 助 金	28,908	△3,738	25,170
30. 財 産 収 入		919	365	1,284
	5. 財 産 運 用 収 入	919	365	1,284
35. 繰 入 金		941,606	△55,253	886,353
	5. 一 般 会 計 繰 入 金	934,686	△48,333	886,353
	10. 基 金 繰 入 金	6,920	△6,920	0
40. 繰 越 金		62,903	73,787	136,690
	5. 繰 越 金	62,903	73,787	136,690
歳 入	合 計	6,397,133	△197,085	6,200,048

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		76,009	△8,069	67,940
	5. 総務管理費	14,709	△3,817	10,892
	15. 介護認定審査会費	59,233	△4,252	54,981
10. 保険給付費		6,000,000	△300,000	5,700,000
	5. 介護サービス等諸費	6,000,000	△300,000	5,700,000
12. 地域支援事業費		226,210	△28,211	197,999
	10. 包括的支援事業等費	15,231	△4,718	10,513
	15. 介護予防・生活支援サービス事業費	177,224	△15,600	161,624
	20. 一般介護予防事業費	33,755	△7,893	25,862
20. 基金積立金		19,819	139,448	159,267
	5. 基金積立金	19,819	139,448	159,267
30. 諸支出金		71,684	△253	71,431
	5. 償還金及び還付加算金	58,778	△300	58,478
	10. 一般会計繰出金	12,906	47	12,953
歳出	合計	6,397,133	△197,085	6,200,048

議案第27号

令和4年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
について

令和4年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を別冊のとおり定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和4年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算 (第1号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和4年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度さぬき市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第28号

令和4年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第4号）
について

令和4年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和4年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算
(第 4 号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

令和4年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第4号）

令和4年度さぬき市津田診療所事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ400千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134,149千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 診療報酬		109,648	△1,998	107,650
	5. 外来報酬	109,648	△1,998	107,650
35. 県支出金		3,030	1,598	4,628
	5. 県補助金	3,030	1,598	4,628
歳入合計		134,549	△400	134,149

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 総務費		102,553	△500	102,053
	5. 施設管理費	102,553	△500	102,053
10. 医療費		31,696	100	31,796
	5. 医療費	31,696	100	31,796
歳出	合計	134,549	△400	134,149

議案第 29 号

令和 4 年度さぬき市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 4 年度さぬき市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 22 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

令和4年度

さぬき市下水道事業会計補正予算
(第2号)

香川県さぬき市

令和4年度さぬき市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度さぬき市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度さぬき市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定量）	（補正予定量）	（計）
(1) 接 続 戸 数	9,111 戸	27 戸	9,138 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	2,200 千m ³	△ 160 千m ³	2,040 千m ³
(3) 主要な建設改良事業			
イ 管渠建設改良費	167,100 千円	△ 52,015 千円	115,085 千円
ロ ポンプ場建設改良費	271,700 千円	△ 62,778 千円	208,922 千円
ハ 処理場建設改良費	5,800 千円	△ 4,007 千円	1,793 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	1,861,000 千円	△ 7,000 千円	1,854,000 千円
第1項 営業収益	640,961 千円	△ 16,000 千円	624,961 千円
第2項 営業外収益	1,220,039 千円	9,000 千円	1,229,039 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,861,000 千円	△ 7,000 千円	1,854,000 千円
第1項 営業費用	1,705,784 千円	△ 2,237 千円	1,703,547 千円
第2項 営業外費用	152,066 千円	△ 4,763 千円	147,303 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額611,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,838千円、当年度分損益勘定留保資金589,162千円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)		(計)	
	収		入			
第1款 資本的収入	911,000	千円	△ 107,800	千円	803,200	千円
第1項 企業債	260,400	千円	△ 71,300	千円	189,100	千円
第2項 他会計出資金	549,000	千円	△ 22,000	千円	527,000	千円
第3項 補助金	81,100	千円	△ 8,870	千円	72,230	千円
第4項 分担金及び負担金	1,500	千円	1,017	千円	2,517	千円
第5項 その他の資本的収入	19,000	千円	△ 6,647	千円	12,353	千円
	支		出			
第1款 資本的支出	1,533,000	千円	△ 118,800	千円	1,414,200	千円
第1項 建設改良費	468,935	千円	△ 118,800	千円	350,135	千円

(企業債)

第5条 予算第6条中「260,400千円」を「189,100千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条中「691,000千円」を「700,000千円」に改める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

議案第30号

令和4年度さぬき市病院事業会計補正予算（第3号）について

令和4年度さぬき市病院事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹

令和4年度

さぬき市病院事業会計補正予算(第3号)

香川県さぬき市

令和4年度さぬき市病院事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和4年度さぬき市病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和4年度さぬき市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(事 業)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)	
1 業務量	病院事業	(3) 患者数	164,859人	△5,232人	159,627人
		ア 入院患者数	47,976人	△5,232人	42,744人
		(1日平均)	131.4人	△14.3人	117.1人
3 職員計画	損益勘定所属職員		418人	△21人	397人

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	5,555,083千円	85,538千円	5,640,621千円
第1項 医業収益	4,382,074千円	△166,869千円	4,215,205千円

第2項 医業外収益	1,162,989 千円	252,407 千円	1,415,396 千円
支 出			
第1款 病院事業費用	5,473,768 千円	△19,283 千円	5,454,485 千円
第1項 医業費用	5,345,409 千円	△31,986 千円	5,313,423 千円
第2項 医業外費用	117,839 千円	12,703 千円	130,542 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条中「3,102,434千円」を「2,962,859千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第8条で定めた他会計からの補助金を次のとおり補正する。

(摘 要)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(3) 第二種感染症指定医療機関運営費補助金	805 千円	△805 千円	0 千円
(7) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業補助金	532,997 千円	238,773 千円	771,770 千円
(9) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金	5,700 千円	5,666 千円	11,366 千円
(10) 帰国者・接触者外来等設備整備事			

業補助金	329 千円	327 千円	656 千円
(14) 新型コロナウイルスワクチン接種			
体制支援事業補助金	0 千円	9,024 千円	9,024 千円
(たな卸資産購入限度額)			

第6条 予算第9条中「652,000千円」を「790,386千円」に改める。

令和5年2月22日提出

さぬき市長 大山茂樹